

緊急事態措置延長のお知らせ

兵庫県への緊急事態宣言の発令期間が3月7日まで延長されました。

利用可能時間

令和3年 1月14日(木)～3月7日(日)まで

トレーニングジム 9:00～20:00

主競技場・補助競技場 9:00～20:00

会議室・諸室 9:00～17:00

ご利用されるお客様にはご迷惑をおかけしますが、
ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。